

平成22年8月9日

JA共済連全国本部自動車部

山形県事案（被害者：■■■殿）にかかる経過等について

標記の件、本件事故にかかる概要・経過等を下記のとおり報告いたします。

記

1. 主な事実

- (1) 事故日：平成22年1月16日
- (2) 事故状況：当方契約車両が■■■氏所有の車両へ衝突したもの
物損車両28,000円ほどの物損により、搭乗中の2名（■■■氏・■■■氏）が受傷。
- (3) 事故現場：山形県■■■
- (4) 契約車両運転者：JA共済契約加入者

2. これまでの経過

○平成22年1月18日～

契約者からの事故報告を受けて、■■■氏に連絡・説明の上、JAの一括払^ヤにて対応を行っていたもの。

※ 加害者がJAの任意共済に加入している場合に被害者の方が、人身事故による共済金を自賠責共済と自動車共済にそれぞれ請求することなく受け取ることができるよう、JA共済が被共済者に対して共済金の支払責任を負う限度において、加害者に代わって共済金を支払いするサービス。

○平成22年3月1日～

事故と受傷との因果関係について医療照会を実施するとともに、弁護士対応事案とすることを■■■氏本人の了解も得て決定している。

その後、医療照会結果をもとに、■■■氏とこれまでの治療費を含め示談の提案を行っていたものの、妻の分も含めて検討したいとの回答であったため、JA共済としては■■■氏からの連絡を待つこととしていたもの。

○平成22年5月20日

氏が加入しているSBI損保の担当者よりJA共済に連絡があり、今回の事故については、■■■氏が加入している自動車保険の人身傷害保険にて対応するとの連絡があり、これまでJA共済にて一括払の対応しているものについて、SBI損保より対応の解除の依頼がなされた。このため、本日付で一括解除の対応を行った。

3. 今後の対応について

本件は、JAにおいて対人賠償事案として一括対応していたものの、■■■氏加入のSBI損保が人身傷害保険にて一括対応することに変更となったものです。

今後は、SBI損保の人身傷害保険にて治療費・その他の支払対応がなされた後に、SBI損保からJA共済に対し求償が実施されることとなります。